奈良市議会広報広聴委員会に関する規程(案) (趣旨)

第1条 この規程は、奈良市議会基本条例(平成25年奈良市条例第42号)第 11条第3項の規定に基づき設置する広報広聴委員会(以下「委員会」とい う。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 議会広報紙の編集及び発行に関すること。
 - (2) 議会のホームページの編集及び発信に関すること。
 - (3) 議会報告会に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。 (組織及び委員)
- 第3条 委員会は、おおむね議員4人につき1人の割合で選出された委員をもって構成する。
- 2 委員は、各会派において推薦された議員及び会派に属さない議員から選出 された議員を議長が指名する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれら を定める。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 (奈良市議会委員会条例の準用)
- 第5条 委員会の運営等については、奈良市議会委員会条例(昭和49年奈良市 条例第52号)第10条、第12条から第15条まで、第16条本文、第17 条、第19条及び第20条の規定を準用する。

(記録)

第6条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(議会外への行為)

第7条 委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長 を経てしなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成25年 月 日から施行する。